



入監委発第123号

令和3年3月22日

入間市長 杉島理一郎様

入間市議会議長 金子俊雄様

入間市監査委員 比留間 嘉章

同 鈴木 洋明

令和2年度定例監査（第2回）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定例監査を入間市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により、監査結果を報告します。

1 監査の種類

定例監査

2 監査の対象

監査実施期日	監査実施箇所
令和3年2月22日(月)	企画部 ・秘書課 ・広報課 ・企画課 ・情報政策課 ・財政課 上下水道部 ・上下水道経営課 ・上下水道給排水課 ・上下水道整備課 ・上下水道管理課
令和3年2月25日(木)	総務部 ・総務課 ・人事課 ・管財課 ・公共施設マネジメント推進課 ・市民税課 ・資産税課 ・収税課 危機管理課 会計課

3 監査の場所

市役所5階 全員協議会室

4 監査の対象とした事項及び範囲

令和2年4月1日から12月31日までの期間を対象とした、財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行並びに水道事業会計及び下水道事業会計における経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行。

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令等の定めるところに従い、適正かつ正確に行われているか、また、事務の執行状況が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として検証した。

6 監査の実施内容

監査に当たっては、事前に職員数及び主要事務事業等の概要、歳入予算執行状況表、歳出予算執行状況表、報償費・食糧費・委託料・使用料及び賃借料・工事請負費・備品購入費・負担金、補助及び交付金の契約状況一覧並びに関連調書の提出を求め、関係書類などを審査し、関係職員から執行状況の説明を聴取するとともに、重点的に取り組む事業やコロナ禍の影響による事業内容の変更等についても説明を受け、質疑を加える等の方法により実施した。

7 監査の結果

各所属における財務に関する事務の執行状況は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次の点について一層の創意工夫と改善を望むものである。

(1) 会計課

一般会計・特別会計の支払遅延は、例年より減少しているものの複数の事案が発生し、多くは債権者の請求遅延又は請求漏れに起因するもので、各課職員の確認不足によるものであるとのことであった。支払事務の遅延を防止するため、支払遅延防止法や財務規則等の法令遵守を改めて周知徹底するとともに、会計事務の適正な執行に一層努められたい。

(2) その他

新型コロナウイルスの感染拡大により社会情勢が大きく変化し、多くの事業が変更を余儀なくされている状況のなかで、市独自の支援策を打ち出し、スピード感を持って実行していることは評価できる。今後も長期化が懸念されるが、財政の健全性を確保しつつ、安定的な行政運営を維持するため、事業の選別、優先順位を厳しく検討したうえで、着実な施策の推進に努められたい。